指導医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーション医学に関する 学術の進歩と医療の発展のために貢献することを目的として、日本リハビリテーション医学会指導医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、原則としてリハビリテーション科に常勤勤務し、リハビリテーション科の研修指導を行う能力がある医師を認定するものである。

(名 称)

第2条 前条第2項により認定する医師の名称は、リハビリテーション科指導医(以下、指導医という)と称する。

(資格認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、資格認定委員会を置く。

- 2 資格認定委員会の委員は、理事長が任命する。
- 3 資格認定委員会は、指導医を希望する者の資格審査を行う。
- 4 資格認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 指導医は、本医学会の認定したリハビリテーション科専門医であり、第5条の規定を満たした者を本医学会が認定する。

- 2 指導医の認定基準は、別に定める。
- 3 認定は、理事長が指導医認定証を交付し、指導医登録簿に登録することによって行われる。
- 4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格審査)

第5条 指導医の認定基準を満たした者で、別に定める資格審査に合格した者とする。

(資格更新)

第6条 第4条の規定により認定を受けた者は、別に定める内規にしたがって、5年ごとにその資格を更新するものとする。

(認定の取消)

第8条 指導医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は資格 認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、指導医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得ることとする。 附則

本規則は、平成25年6月12日より施行し、平成26年4月1日より適用する。